

TOPICS

長浜市のバランスシート

バランスシートは、一年間の収入や支出を表す決算書に對し、基準日(平成19年3月31日)の時点で、市にどれだけの財産や借金があるのかを表しています。バランスシートの右側(貸方は、市がこれまででどうやってお金を集めてきたかを表し、左側(借方)は、集めたお金を何に使い、市がどのような資産を所有しているかを表しています。

借方		貸方	
【資産】		【負債】	
1 有形固定資産	868億7787万円	1 固定負債	370億7157万円
教育費	336億8864万円	市債	330億7417万円
土木費	315億5425万円	退職給与引当金	39億9741万円
その他	216億3498万円	2 流動負債	29億1038万円
※うち土地	255億3049万円	負債計	399億8195万円
2 投資等	103億6808万円	【正味資産】	
投資および出資金	42億2974万円	1 国庫支出金	116億294万円
貸付金	30億4875万円	2 県支出金	55億3612万円
基金	30億8959万円	3 一般財源等	491億4774万円
3 流動資産	90億2281万円	正味資産計	662億8680万円
現金・預金	78億1924万円	負債・正味資産合計 1062億6875万円	
未収金	12億356万円		
資産合計	1062億6875万円		

用語の解説

- **固定負債**
今までに学校や道路などを建設するために、銀行や国などから借りたお金の残額です。
- **流動負債**
翌年度(H19年度)に返さなければならぬ借金です。
- **正味資産**
今までに建設してきた学校や道路などの財源とした資金のうちで、将来返済する必要のない、減価償却した国や県の補助金、市税の累計額です。
- **有形固定資産**
今までに建設してきた学校、保育所、道路などの施設や土地などを計上したもので、土地以外は減価償却して計上していません。
- **投資等**
関係団体への出資金や決まった目的のために積み立てている基金です。
- **流動資産**
現金や預金のほか、基金のうち、取り崩しやすい財政調整基金や市税などの未収入金などです。

長浜市の借金はどれくらいあるの？ 借金残高は891億円！

平成18年度決算の借金(市債)残高は、一般会計、特別会計、企業会計を合わせると、891億円になります。しかし、市債残高の中には、地方交付税の代替制度である臨時財政対策債等が含まれていて、これを除く市債残高は、年々減少傾向にあります。

市債は、使う人みんなで費用を分担する仕組み

市債は、道路や公園など、長い年月使用する施設を建設する場合などに発行しています。そのような施設の費用は、建設したときの市民だけがすべて負担するのではなく、「分割払い」にして、建設後に利用する市民にも公平に負担していただく仕組みです。



たくさんのご意見
ありがとうございます
ございました

「広報きやんせ長浜」8月1日号で募集した「わがまちメル」(ポイ捨て等のない美しいまち)で45通のご意見をいただきました。

- 【45通の内訳】
- ①ポイ捨てへの指導啓発 18件
 - ②規制、罰則強化 8件
 - ③ゴミ箱の設置 127件
 - ④その他 7件

その中の主なご意見とその対応を紹介します。

- Q また、このほかにいただいた意見は、市のホームページで紹介しています。
- Q 大阪のくわえタバコ禁止の取り組みは、いいことだと思おうので、考えてみては?
- Q 路上喫煙禁止区域の指定については条例で検討しています。
- Q 罰金の徴収は民間に委託し、罰金は美化運動や啓発活動に使つては?
- Q 取締方法や活動経費については、関係機関と協議し、検討していきます。
- Q きれいなまちにするために、花火のゴミの持ち帰りや、夜遅くの花火を規制できないでしょうか?
- Q 花火の燃えがら等のゴミは持ち帰るよう条例に規定します。

長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例(案)への意見を募集します

それぞれの責任と義務

市では、市、市民、事業者それぞれの責務を明確にし、協働でより美しく快適に住みよいまちをつくるため、「長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例」(案)を策定しました。

その概要をお知らせしますの意見をお聞かせください。

今回の条例の特徴

- 条例の趣旨を広く理解していただくために、条例の名称を「長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例」としたこと。
- 今までの空き缶やタバコの吸殻などの散乱ごみと飼犬のふん害防止のほかに、犬以外のペットのふんの放置・投棄、たんづばの吐き捨て、落書き、深夜花火などを禁止したこと。また、飼い犬は引き綱による制御に努めることとしたこと。
- 路上喫煙禁止区域を指定するとともに、ごみが周辺の環境を損なう状態になったときは自らの責任でごみ廃棄物を適切に処分するよう定めたこと。

- ◇ 市役所は、必要な施策を関係機関と連携しながら実施するとともに、事業者や市民の皆さんなどに対する啓発を進めます。
- ◇ 市民の皆さんは、空き缶などをポイ捨てせず持ち帰るか、回収容器などに捨て、地域での意識の醸成と清掃活動の充実を努めるとともに、条例に違反している人への注意や助言を行います。
- ◇ 事業者などは、事業所やその周辺地域などで清掃活動を充実していただくとともに消費生活に必要措置を行っていただきます。
- ◇ 動物の飼い主は、散歩時のふんは放置せず持ち帰ります。また、公共の場所で犬を移動させるときは引き綱で制御します。
- ◇ たばこを吸う人は、必ず吸い殻入れのあるところで喫煙するか、携帯用吸い殻入れを携帯し、たばこのポイ捨てをしない。
- ◇ 違反した場合は、指導や勧告、期限を定めた命令を受けます。

具体的な禁止行為など

- ① ペットのふんを放置しない。
- ② 吸い殻や空き缶等をポイ捨てしない。
- ③ 公共の場所であんづばの吐き捨てをしない。
- ④ 公共の場所に落書きをしない。
- ⑤ 自動販売機には回収容器を設置する。
- ⑥ 公共の場所で行事等を行った人は、ごみやチラシを回収する。
- ⑦ 廃棄物で周辺の環境を著しく損なうような状態にしない。
- ⑧ 路上喫煙禁止区域に指定された場所では、喫煙しない。
- ⑨ 公共の場所や静寂を害するおそれがある場所では深夜に花火をしない。

また、場合によっては一定金額以下の罰金も科せられます。

【募集期間】
12月1日(土)～31日(月)

【条例案と資料の閲覧場所】
環境保全課、各支所市民福祉課
長浜市ホームページ
<http://www.city.nagahama.shiga.jp>

【意見の提出方法】
任意の様式に住所・氏名・連絡先電話番号を明記の上、窓口にて持参・郵送・FAX・Eメールで提出ください。

【提出・お問合せ先】
〒526-8501 高田町12番34号
長浜市市民生活部環境保全課
(☎)0513 FAX (☎)0571
Eメール:kankyou@city.nagahama.shiga.jp